

別表（十勝中部広域水道企業団告示第 14 号）

1	業務番号	1	
2 業務概要	業務名	用水供給施設運転管理委託業務	
	履行場所	なかとかち浄水場及び関連施設	
	業務内容	総括管理業務及び事務業務 運転監視操作業務・水質監視業務 その他関連業務・保守点検業務 管路等管理業務・水質検査業務 薬品等調達業務・専門業務 その他運転管理上必要とする業務、委託者が指示する業務	
	委託期間	契約締結日から令和12年3月31日までとする。ただし、契約締結日から令和8年3月31日までは準備及び引継ぎ期間とし、業務履行期間は令和8年4月1日から令和12年3月31日までとする。	
	費用負担	準備及び引継ぎ期間に係る必要な費用は受託者の負担とする。	
3	発注方式		単体履行
4 参加資格要件	所在地	北海道内に本店・支店(支社)・営業所のいずれかを有するものであること。	
	履行実績 <small>※平成22年4月1日以降に業務が完了、引渡しが済んでいるものの。（共同企業体で履行した業務を実績としようとするときは、当該共同企業体の代表者として履行した場合に限る。）</small>	浄水能力60,000m ³ /日以上の凝集沈澱急速ろ過方式の浄水場（所在地は北海道内に限る）において、運転管理委託業務を同一施設で3年以上継続して受託した実績があること。	
	技術者	下記に定める有資格者及び実務経験者を1人以上（②と③についてはそれぞれ1人以上）配置できること。 ① 水道法第19条に定める水道技術管理者の資格を有する者 ② 水道浄水施設管理技士（2級以上） ③ 水道浄水施設管理技士（3級以上） ④ 水道管路施設管理技士（3級以上） ⑤ 第一種電気工事士 ⑥ ボイラー技士（2級以上） ⑦ 危険物取扱者乙種第4類 ⑧ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 ⑨ 第三級陸上特殊無線技士 ⑩ 水質検査の実務経験を有する者	
	その他	浄水場で1年以上業務の経験を有する者を常時配置（24時間監視含む）し、14名以上の履行体制を整えるとともに、夜間・土日・祝日は2名以上の体制を整えることが可能のこと。	
5 入札参加資格申請のその他必要書類	配置予定技術者経歴書	提出が必要（上記4に記載の資格を証する書類の写しを提出すること。）	
	同種又は類似業務履行実績書	提出が必要	
	その他	履行実績として提出する浄水場の浄水能力及び浄水方式を証するものを提出すること。	

6	落札者の決定方法		当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ帯広市業務委託契約の最低制限価格取扱要綱（平成14年10月10日制定）及び帯広市業務委託の最低制限価格算定基準に規定する最低制限価格を設けるものとする。この場合、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
7	契約締結に関する事項	契約締結期限	落札決定の通知を受けた日から7日後（7日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）まで。 期限までに契約を締結しないときは、落札を取り消す。
8	前払金及び部分払		なし
9	契約金額の支払方法		月間業務完了検査後の請求とし48回の毎月払い
10	注意事項		・告示本文及び物品買入れ等入札（見積合わせ）心得を参照のこと。 ・仕様書及び設計図書の貸出を磁気データで希望する場合はCD-Rを持参のうえ、十勝中部広域水道企業団総務課に申し出ること。
11	業務担当課		総務課